



発行 東京都

目次

3

規則

○都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則：
(政策企画局総務部管理課)...

規則

都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四号

都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則(平成十一年東京都規則第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「構成」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

3 知事は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者から、意見又は説明を聴くことができる。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、法令若しくは条例の規定による会議等又は次条第四項の規定に該当する会

議等に付議するものについては、この限りでない。

第五条第二号中「基本的な」を「都政における基本的な」に改め、同条中第四号及び第五号を削り、同条第六号中「重要な」の下に「施策及び」を加え、同号を同条第四号とし、同条中第七号を第五号とする。

第六条の見出し中「付議手続」の下に「等」を加え、同条に次の二項を加える。

4 教育長又は局長は、前条各号に掲げる事案について情報の共有を図り、審議策定する会議等のうち、第四条第一項の規定に準じて構成するものとして政策企画局長の承認を得た会議等については、都庁マネジメント本部への付議を省略することができる。

5 前項の規定により政策企画局長の承認を得た会議等については、都庁マネジメント本部へ付議したものとみなす。

第七条中「原則として毎週一回」を「必要に応じ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事が必要と認める場合は、都庁マネジメント本部を書面その他の方法により開催することができる。

第十一条に次の一項を加える。

2 知事が必要と認める場合は、庁議を書面その他の方法により開催することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

